



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 12号 2009.11.4 発行 社会政策研究所

=====

11月1日から3日まで3夜連続で放送されたNHKスペシャル証言ドキュメント「永田町・権力の興亡」は大変見応えのある番組でした。「国民生活が第一」を掲げた民主党政治の裏側が伺い見ることができた気がします。この番組の再放送の予定は今のところありませんが、NHK オンデマンドを使えば見ることができます。見逃した人はどうぞ。

さて、「国民生活が第一」の象徴のひとつが障害者政策です。10月30日に、長妻厚生労働大臣が、「さよなら障害者自立支援法！ つくろう！ 私たちの新法を！ 10.30 全国大フォーラム」に招かれ挨拶をしています。次にその挨拶を掲載しますが、来年度の予算編成に入り、以前よりもやや慎重さを感じますが、みなさんはどうでしょう。【kobi】

どうも、みなさま、こんにちは！（拍手）

本当に、この会に厚生労働大臣の立場でお招きをいただきまして、深く感謝を申し上げます（拍手）

私も野党時代、自立支援法が国会で審議をされている最中、みなさま方が、国会の周辺や議員会館の前で、この法律をなんとか止めてほしい。雨の日も風の日も国会のまわりで、そして全国で、みなさま方がお訴えられていた姿は、私も覚えているところでございます（拍手）



そして、政権交代が起こりました。政策が変わります。私もといたしましては、この応益負担という、非常にみなさまに重い負担と苦しみと尊厳を傷つけるこの障害者自立支援法を廃止をするということを決断をしているところでございます（大きな拍手）

これは、私ども民主党だけではございません。国民新党、社会民主党、連立を組む3党の合意文章の中にも盛り込まれているものでございます。

これから私どもといたしましては、4年間の政権の1期の中で、この応益負担から応能負担に変える新しい制度を創設をしていく。

ただしその際には、本当にみなさま方お一人お一人のご意見をできる限り拝聴してみんなで一緒によりよい制度をつくっていききたい。

こういうふうにも、我々は考えてございますので（大きな拍手）

ぜひみなさま方、そしてみなさまのご家族、そして地域のみなさま、専門家の方々だけではなく、広く利用される方々の声も、われわれ謙虚に耳を傾けて、新しい制度をつくっていききたいというふうに考えておりますので、今後ともご指導を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

本当に、本日はお招きをいただきありがとうございます（大きな拍手）

この集会の要望事項は次の12点でした。

- 「自立支援法」を廃止し、障害者の権利条約にふさわしい障害者施策、真に障害者の自立・地域生活を権利として実現する制度確立を求めます
- 「自立支援法」が当事者不在の拙速な検討の結果つくられた反省をふまえて、今後の障害者施策について、障害当事者・現場の声に基づいて検討することを求めます

記事は、画面が小さいのでぜひ拡大して呼んでください。

また最近おもしろい本を手に入りました。

全日本手をつなぐ育成会機関紙「手をつなぐ」編集委員で、平塚市役所職員でもある、又村あおいの講演録です。題して、「総合福祉法（仮称）攻略講座 1～障がい者総合福祉法って何だ？～」。約65ページで、一冊500円です。事務局でも販売しています。

その内容は、

自立支援法廃案！じゃあ新しい法律ってどうなるの？と思っている方も多いと思います。そこで、早速「障がい者総合福祉法（仮称）」の攻略講座を開催しました。

「そんなの、細かいところが分かってからでいいじゃないの」とお思いのあなた、具体の検討にこれから着手する時期だからこそ、「何がどうなりそうで、どこが課題なのか」をイメージすることが重要なのです

決まってからでは変えられない。決まっていな今こそ、意見を言うチャンス！

推測の域を出ない部分もありますが、障がいのある人の生活を左右するテーマですので、多くの方に興味を持っていただければ幸いです。

とてもおもしろい内容でよくわかります。

大阪手をつなぐ育成会としても、この機会に国への要望書提出を検討中です。全日本手をつなぐ育成会の要望を下敷きにしていますが、皆さんが他のご意見をいただければと考えます。

要 望 書（案）

厚生労働大臣 長 妻 昭 様

平成 21 年 月 日

社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 理事長 藤田 光司

日頃より、知的障害のある本人とその家族や関係者の団体である本会に対して、ご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。私たちは、知的障害のある人たちが地域において、障害の重さにかかわらず、各ライフステージに応じた適切な支援のもとで豊かなくらしが実現できることを願っています。

さる 8 月の総選挙により政権交代が実現し、私たちは、今後の我が国の障害者施策に期待する一方、直面する諸問題への対応と具体的な将来像や道筋について一抹の不安もあります。

つきましては、当面する諸課題と今後の方向性について、次のとおり要望いたしますので、特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当面の諸課題について

(1) 現場に混乱や停滞を招くことのないような施策を講じてください。

知的障害者の中には変化そのものに脆弱な人々が多くいます。現在、障害者自立支援法の下で、現に、手続きを行い、様々なサービスを利用している利用者があることや、すでに新体系サービスへ移行していたり、あるいは移行を準備している事業所があり、利用者や事業者への様々な助成措置等も行われています。これらの現状を踏まえ、まずは、現場に混乱や停滞のないような施策を講じてください。

(2) 次のとおり現行法を改正してください。

現在の負担軽減措置を恒久化し、応能負担を原則としてください。

グループホーム・ケアホームは、地域での欠かすことができない暮らしの場となっています。現在、重い負担となっている家賃等について、その負担を軽減する助成制度を創

設してください。また、障害が軽いとされる人々の中にも、犯罪に巻き込まれたり消費者被害に遭遇することで、支援が必要であったり未然に防いだりする支援が不可欠です。これらの地域生活支援に対して制度を充実してください。

障害種別にかかわらず身近な障害児施設を利用できるようにするとともに、障害児施設等の発達支援の専門スタッフが保育所等を訪問し、支援する仕組みを作ってください。また、放課後等デイサービス事業を制度化してください。

市町村での相談支援センターの設置を促進し、地域で不足する相談支援体制を強化するとともに、サービス利用計画案（ケアマネジメント）を支給決定に反映できる仕組みを作ってください。また、自立支援協議会を法定化し、サービスの調整やサービス基盤の整備を推進してください。

(3) 障害者虐待防止法を早期に制定してください

知的障害のある人への虐待事件は、毎年何処かで発生しています。知的障害のある人たちは、その障害により、自らの身を守ったり、被害を訴えたりすることが苦手です。

児童虐待防止法、高齢者虐待防止法が制定され、児童や高齢者への虐待に関する通報が増加しており、被害防止や救済などの対応が図られるようになりました。

現在、知的障害のある人は、年齢層も広く人生のさまざまな場面において虐待のリスクにさらされ、被害が潜在化している可能性があります。是非とも、それらの人のために、虐待を予防するとともに、被害から救済する仕組みが必要です。ついては、障害者虐待防止法を一刻も早く制定していただきますようお願い申し上げます。

(4) 国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律を早期に制定してください

知的障害のある人たちの地域の働く場となっている小規模作業所や就労継続支援B型事業所等での平均工賃は、現在、約12,000円にも満たないものであり、多くの人たちが、この工賃と障害基礎年金2級（約66,000円）が唯一の収入となっています。これでは、自立した地域生活を送っていくことはできません。

ついては、小規模作業所等の利用者の安定した仕事を確保し、工賃の改善につながる、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を早期に制定してください。

2. 今後の方向性について

現在、今後の障害者施策について、新たな「障がい者制度改革推進法」と「障がい者総合福祉法」が示され、一定の方向が示されていますが、それらの具体的な制度・仕組みやその制定、施行に到るロードマップなどについて、今後、「障がい者制度改革推進本部」を中心に本格的な検討が重ねられるものと考えております。

ついては、その検討に際しては、知的障害のある人を持つ家族と本人の団体である本会関係者を参画させていただき、その思いや願いを反映させていただきますようお願い申し上げます。また、政府与党内にも広く情報交換や様々な課題について議論できる場を設けていただきますようご配慮をお願い申し上げます。

さらに、地方分権改革との関連で、国全体の議論と地方での議論が連動して行われ、真に地域の実情にあったものとなるようご配慮をお願い申し上げます。

以上

